

宿直の概念「医療法と労基法で別物」 舛添厚労相

2009年4月17日 提供：Japan Medicine（じほう）

舛添要一厚生労働相は14日の参院厚生労働委員会で、勤務医の宿直問題について「宿直という概念は、医療法と労働基準法で別物」との認識を表明した。梅村聡氏（民主）の質問に対する答弁。

梅村氏は、東京都から「総合周産期母子医療センター」に指定されている愛育病院が先月、医師の時間外労働で是正勧告を受け、指定返上を打診した問題に言及。「(医療現場には)労働基準法を守れないという現状が実際にある。今すぐ立ち入りして宿直許可を取り消せとか、救急告示を返上しろということではないが、ここに切り込まないと勤務医の問題は解決できない」と指摘した。

その上で「医療法の宿直は、緊急の急変に対応するために病院に常駐しているということで、働き方に限界はない。一方、労働基準法では働き方に基準があり、それを超えてしまった場合には、労働基準法上の宿直にはならない」と強調。「2つは別物ではないか」とたじた。

これに対し舛添厚労相は「2つはまったく別の概念」と認めた。さらに「私も委員の認識とまったく同じ思い」と述べ、問題解決に向けて強い意気込みを示した。

Copyright (C) 2009 株式会社じほう

m3.com より